

## 第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において災害発生の防御又は災害の拡大を防止することを目的とする。

### 第1節 動員・情報連絡計画

火災爆発等の事故発生時に、防災関係機関及び関係企業が現地における緊急な連絡調整を図り、事故に即応できる有効適切な防災活動を行うための基準について定める。

#### 1. 緊急動員・通報体制

##### (1) 関係企業

特定事業所の事業実施の統括管理者（防災管理者）は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、自己の判断を加えることなく直ちにその旨を阿南市消防本部に通報するとともに、自衛防災組織の動員等の必要な措置を講じなければならない。

阿南市消防本部への通報の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

##### イ 災害発生の直後

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| (イ) 異常事態発生の時刻、場所 | (ハ) 初動装置の実施状況  |
| (ロ) 災害の状況        | (ニ) 今後必要とされる対策 |

##### ロ 中間情報

- |                                 |
|---------------------------------|
| (イ) 災害の規模及び被害状況並びに二次災害発生のおそれの有無 |
| (ロ) 応急対策の実施状況                   |
| (ハ) 今後必要とされる措置                  |

##### ハ 応急対策完了後

別紙様式により災害事故報告を消防本部に提出する。

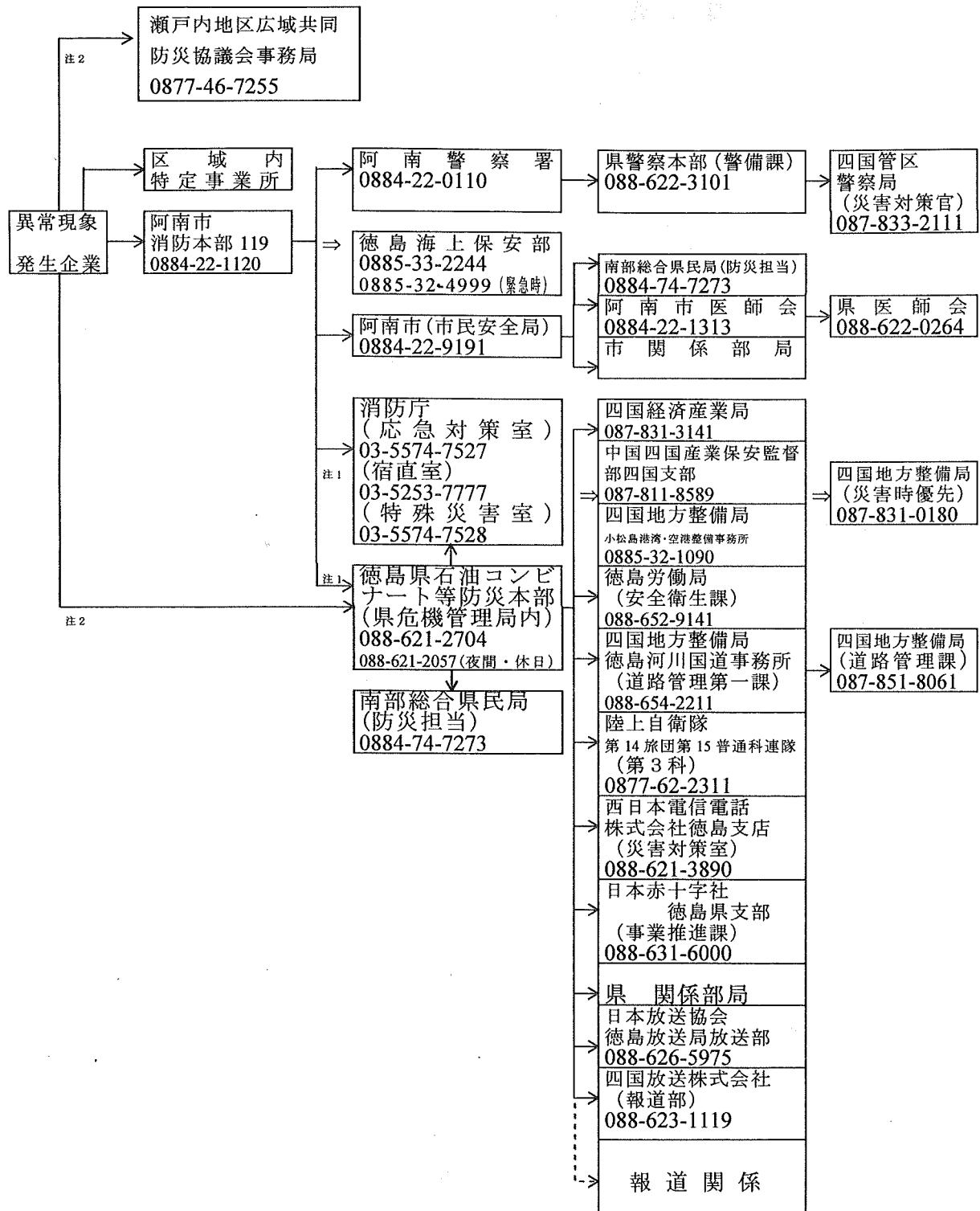
別紙様式……………資料17

##### (2) 防災関係機関

災害発生を知ったときは、直ちに情報連絡体制を整え、事態の推移を的確に把握するとともに、災害応急対策実施のための動員体制にはいる。

##### (3) 通報体制

異常現象の通報体系は原則として次のとおりとし、災害の規模、様態等を勘案して、その他の機関にも必要に応じ通報する。



備考

⇒ 海上の場合  
--- 補助伝達系統

注1 火災・災害等即報要領(S59.10.15 消防災第 267 号)に基づき、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

注2 必要に応じて通報する。

異常現象の範囲は次のとおりとする。

#### イ 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

#### ロ 爆 発

施設、設備等の破損が伴うもの。

#### ハ 漏 液

危険物、準危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩。ただし次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない措置を必要としない程度のものを除く。

- 製造、貯蔵、入荷時、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設整備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設整備の正常な動作又は操作によるもの。
- 発見時にすでに漏洩が停止しているもの又は製造等施設整備の正常な作動若しくは操作により漏洩が直ちに停止したもの。

#### ニ 破 損

製造等施設整備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

#### ホ 暴走反応等

製造等施設整備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は装置によっても制御不能なもの等、上記イからニに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

### 2. 現地調整所の開設

- (1) 防災本部は、特定事業所に現地調整所を設置する事ができる。
- (2) 現地調整所は、徳島県危機管理局、南部総合県民局、阿南市、県警察本部、阿南市消防本部、徳島海上保安部、四国電力(株)阿南発電所、日本電工(株)徳島工場で構成し、防災本部の判断により追加・変更する事ができる。
- (3) 現地調整所の業務は、主に現地における情報収集及び伝達、構成機関相互の連絡調整とし、火災防御現場指揮本部と連携して災害応急対策を行う。

### 3. 防災本部への報告等

- (1) 防災関係機関及び関係企業は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、災害時における情報の収集及び交換につとめるとともに、これらの情報を防災本部へ報告するものとする。  
防災本部は、状況に応じ防災関係及び関係企業に伝達するものとする。
- (2) 現地防災本部が設置された場合は、すべての情報は同本部に伝達し、同本部において相互に交換する。

#### 4. 災害広報

##### (1) 阿南市

イ 事故発生時には広報車が避難の勧告、指示、避難場所等の状況を広報するものとし、必要があるときは、自治会長等を通じて連絡するものとする。

ロ 人心の安定を図るため、隨時、災害応急対策の実施状況、災害の見通し等についても避難者及び地区住民に対して広報するものとする。

##### (2) 関係企業

災害予防責任者として災害の状況を把握する。

### 第2節 災害想定

#### 概要

石油類、高圧ガス等が多量に貯蔵、取り扱われている特別防災区域に係る災害は油火災、油の漏洩流出、有毒物質の漏洩等いわゆる特殊災害や台風、地震、津波等の自然災害により二次的に誘発される災害の発生が想定される。更に、近年海上輸送量の増大に伴い、橋港湾区域内の船舶事故等により特別防災区域に係る油流出及び引火による大規模な船舶火災や海面火災の発生も想定される。

#### 1. 可燃性ガスによる火災

- (1) 貯槽、配管、バルブ類の切断、切損、ゆるみ等によるガス漏出
- (2) 漏出したそのガスが拡散する前に空気と混合の進まないうちに着火、燃焼し火災発生
- (3) 火災中心から隔った位置にある物件の受熱量（輻射強度）によって災害発生が想定される。

#### 2. 圧力容器の内圧上昇による破裂

圧力容器の過圧により圧力容器が破裂し、その破片が飛散し災害発生

#### 3. 可燃性ガス等による爆発

- (1) 圧力容器内で異常反応を生じ、反応槽の器内で発生する爆発
- (2) 漏出した可燃性ガスが大気中において拡散、そのガスと空気の混合比が爆発限界に達し、着火源により爆発
- (3) 蒸気爆発
- (4) その他粉塵爆発

#### 4. 可燃性液体による流出及び火災

- (1) 貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により可燃性液体流出
- (2) 流出したその液体の拡散及び火災による災害発生

## 5. 貯蔵タンクにおける火災

- (1) タンク屋根の破損による火災で大規模な火災に至らないもの（タンク小火災）
- (2) 浮き屋根式タンクで、浮き屋根シール部でリング状に燃え上がる火災（リング火災）
- (3) 浮き屋根式タンクの火災が消火できずに、屋根全面の火災に至るもの（全面火災）

## 6. 毒性ガスによる事故

- (1) 貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により液体流出
- (2) そのガスの漏出拡散により災害発生

7. 火災の場合の輻射熱、可燃性ガスが拡散した場合の引火爆発の濃度、爆発発生の場合の爆風等圧力は、各種の災害の状況により異なるので、殊に危険物等の貯蔵量により左右される。

## 8. タンカー等の船舶火災または衝突事故による危険物の流出入

### (1) 事故の原因

- イ 他船との衝突
- ロ 座礁又は触底
- ハ 着岸時の岸壁との接触
- ニ 荷役中のタンクの爆発
- ホ 荷役設備の破損及び誤操作

### (2) 事故時に想定される災害の状況

- イ 油が流出して、すぐ発火した場合
- ロ 油が流出し、時間をおいて発火した場合
- ハ 最後まで発火しない場合

## 第3節 避難計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、地域住民の生命、身体の安全を図り、及び保護するため必要とする避難措置について定める。

## 1. 実施機関

### (1) 阿南市

#### イ 避難の指示等

市長は、災害の原因、態様により、特に避難の必要があると認める地域の住民に対し、次の区分により避難の勧告又は指示をする。

#### (イ) 事前避難

被害の発生が予想される場合は、あらかじめ安全のため避難の勧告又は指示をする。

#### (ロ) 緊急避難

危険が目前に迫ったときは、緊急に避難のための立退きを指示する。

(ハ) 収容避難

災害の拡大状況等から見て長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、市が開設した収容施設へ避難を指示する。

ロ 避難後の措置

避難者に対する援護等次の措置をする。

(イ) 避難者の動向の掌握

避難場所における避難者の人員及び住所、氏名等を掌握するとともに災害の状況を避難者に周知する等混乱防止に努める。

(ロ) 救急患者への措置

避難場所等において、救急患者を発見したときは直ちに阿南消防署（119番）に連絡する。

(ハ) 応急救護

災害発生時の季節、時間、天候を判断のうえ、避難者に対する給食、採暖、採光、その他必要に応じた措置をする。

(二) 市長は避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からの避難の指示をした旨の通知を受けたときは、防災本部（県防災局）に報告する。

(2) 阿南市消防本部

ガス又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、地域住民に対し退去、避難を指示する。（消防法第23条の2の規定に基づくもの。）

(3) 警察

イ 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、地域の住民、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示する。避難の措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知する。（災害対策基本法第61条）

ロ 危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのあるものに対し、必要な限度で避難の措置をとる。（警察官職務執行法第4条）

ハ 避難の措置の開始とともに警戒活動を強化して危険防止、その他財産の保護、民心の安定と犯罪の予防取締等必要な措置をする。

(4) 徳島海上保安部

イ 海上保安官は、海上における人命及び財産を保護するため、必要があるとき又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶乗務員、旅客、住民及びその他のものに対し、避難

の立退きを指示する。

口 港内あるいは海域において危険物の流出、その他の事情により、船舶の交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合には、当該水域に進行してくる船舶の進行を制限又は禁止し、あるいは港外に避難を命ずる。(港則法第10条、第37条、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の8)

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条の規定により、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとることができる。

(6) 関係企業

防災管理者、関係企業の責任者は、従業員の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるとときは、自主的に従業員に対し、避難を指示する。

## 2. 避難措置要領

(1) 避難指示の伝達

勧告及び指示は、住民に対し、次により正確にその内容を伝えるとともに、避難するべき理由を簡潔に伝達するものとする。

イ 伝達内容

- (イ) 避難先
- (ロ) 避難経路
- (ハ) 避難立退き理由
- (ニ) 避難上の留意事項

ロ 伝達方法

- (イ) 広報車
- (ロ) 車載マイク
- (ハ) 携帯マイク
- (ニ) 無線放送
- (ホ) ラジオ・テレビ
- (ヘ) 口頭伝達

(2) 避難の誘導

避難場所を指定し、地域住民を安全な場所に確実に誘導する方法は、次のとおりとする。

イ 避難場所

別に定める避難先とする。

ロ 避難方法等

避難誘導を行う場合、誘導員は住民の安全を第一に考慮し、誘導中の事故を防止する。

ハ 避難順位

避難は緊急かつ必要性の大きい地域から行うものとするが、原則として次の順位によるものとする

- (イ) 老人、幼児、病人、身体障害者及び以上の介助者
- (ロ) 一般市（町）民
- (ハ) 防災義務者

## ニ 経 路

最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な個所については、事前に誘導員を配置しておく。

## ホ 夜間の誘導

夜間においては、可能な限り投光器等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。

## 3. 避難場所の一覧表

学 校 名	所 在 地	収容人員	電 話
見能林小学校	見能林町西内	305	0884-22-0506
津乃峰小学校	津乃峰町戎山	280	〃 - 27-0227
桑野小学校	桑野町岡元	190	〃 - 26-0200
橋小学校	橋町大浦	265	〃 - 27-0002
福井小学校	福井町大西	245	〃 - 34-2013
阿南第二中学校	内原町竹ノ内口	315	〃 - 26-0203
福井中学校	福井町大西	350	〃 - 34-2234
阿南中学校	見能林町南勘高	350	〃 - 22-0539

施 設 名	収容人員	電 話
橋町総合センター	185	0884-27-2585
橋体育館	300	0884-27-3044

## 第4節 交通規制計画

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、人命の危険防止及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うとともに一般交通の安全を確保するための交通規制装置を定める。

### 1. 実施機関

#### (1) 警察

##### イ 交通規制の範囲

- (イ) 災害応急対策に従事するものの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合。
- (ロ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。
- (ハ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合。

##### ロ 交通規制の方法

###### (イ) 避難路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき避難する住民が安全かつ円滑に避難できるよう一般車両等の通行を禁止又は制限すること等により避難道路を確保する。

###### (ロ) 緊急輸送車両等の通行確保

災害応急対策用緊急輸送道路車両等が安全かつ迅速に運航できるように一般車両の通行を禁止又は制限する等により通行路を確保する。

###### (ハ) 交通混雑の防止

災害現場付近への一般車両の乗り入れを規制するほか、災害によって生ずる道路の障害の程度に応じ、規制箇所又は区間に随時警察官を配し、迂回させる等の措置をする。

#### (2) 道路管理者

##### イ 交通規制の範囲

- (イ) 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合
- (ロ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

##### ロ 実施要領

災害時において道路の機能を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合には、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

#### (3) 警察と道路管理者は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

#### (4) 大容量泡放射システムを積載する車両の通行には特に配慮する。

## 2. 交通規制の周知

実施責任者は交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置するとともに報道機関を通じて交通規制の周知徹底をはかるものとする。

## 3. 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出（緊急輸送車両確認申請書）により、知事又は公安委員会が行うものとする。

## 第5節 警戒区域設定計画

この計画は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市、消防機関の警戒区域設定について定める。

### 1. 実施機関

#### (1) 阿南市

##### イ 設定基準

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人命及び身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、一定区域内の立ち入り制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる等の措置を行う。

##### ロ 設定方法

- (イ) 道路進入口に警戒区域設定の旨の明示をする。
- (ロ) 必要に応じ網張り等の措置をする。
- (ハ) 放送施設又は広報車を用い広く周知徹底を図る。

#### (2) 阿南市消防本部

災害現場においては、消防法第28条及び第36条の規定により消防吏員又は消防団員が消防警戒区域を設定し、消防関係者等以外のものに対してその区域からの退去を命じ、又はその区域の出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

## 第6節 救急医療計画

この計画は、事故発生時における救急医療について、県、市のとるべき措置について定める。

### 1. 実施機関

#### (1) 阿南市

市長は、救護の必要が認められるときは、直ちに関係機関及び阿南市医師会に通報するとともに、協力を要請する。

## (2) 県

知事は、市長から応援の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、関係所属長に応援を指示し、日本赤十字徳島県支部、県医師会等に救護班の派遣を要請するほか、連絡調整等にあたる。

## 2. 措置

市長は、災害の状況に応じて関係機関と協議して、現地救護所を設置する。

## 第7節 災害防御計画

この計画は、石油類の漏洩流出防御、火災の警戒、延焼の防止及び鎮圧等、火災の防御について定める。

### 1. 実施機関

#### (1) 阿南市

- イ 各企業毎の消防計画を作成する。
- ロ 消防吏員等に対し、化学消防戦術教育の徹底を図り、実戦訓練を実施する。

### 2. 災害防御対策の分担

#### (1) 指揮

災害に伴う火災等、消火活動の指揮は、阿南市消防本部消防長が総括的指揮にあたる。

企業責任者は、必要により消防長に助言するものとする。又、災害の規模により、徳島県石油コンビナート等現地防災本部が設置された場合にあっても、消火活動の総括的指揮は消防長が行う。

#### (2) 関係企業

- イ 異常現象が発生した場合、発見者は直ちに防災管理者に緊急連絡を行う。
- ロ 緊急連絡を受けた防災管理者は、事業所内全域に異常事態を警報するほか、自衛防災組織による防災活動を実施するとともに、操業を停止する等必要な措置を講ずる一方、防災関係機関並びに隣接企業に通報する。
- ハ 防災管理者は直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
- ニ 石油類等が海上へ流出するおそれがある場合は、オイルフェンスの展張等拡散防止のための必要な措置を講ずる。
- ホ 初期消火活動の如何では、火災爆発の危険も増大するので防災管理者等の指示によって企業の自衛防災組織は活動する。また、企業は公設消防機関が到着したときは、直ちに災害の状況を説明し、公設消防隊を現場へ誘導する。この場合、自衛消防組織は公設消防隊の指揮下へはいる。
- ヘ 火災、爆発時においては次の処置を適切に行うものとする。
  - (イ) 可燃性ガスの発生時には、その付近に可燃物がなければそれほど緊急を要しないので、まず元弁を閉止し、容器を急冷し、ガス噴出口と炎の間に水、窒素ガス、スチーム、消火器等で空気を遮断する処置を行う。

- (ロ) 前項の場合、その付近に可燃物がある場合は、この可燃物の燃焼拡大を防止する消火活動をまず行うとともに前項の処置を行う。
- (ハ) 前項の燃焼拡大の防止の処置ができない場合は、大火若しくは爆発をよぶ結果となる。又、特にガス火災の場合は、二次爆発の現象もあるので容器の完全冷却を必要とするから、その措置を行う。あわせて周囲の火源の消火も措置する。
- (二) 火災、爆発時、特に留意しなければならない事項としては、送電中止の時期方法がある。あまり早すぎても、又あまり遅すぎても他の部分に更に火災爆発の誘発の危険を伴うので、その判断実行については十分な連絡の上行う。
- (ホ) 前項の緊急停電時においては、それぞれ職場において緊急操作を行って危害防止に努めるものとする。又保安担当者は、緊急放出される可燃物の状況若しくは放出物等に留意し、完全警戒態勢をとる。
- (ヘ) 前項の緊急停電時に伴う断水時においては、冷却機器、ボイラー等の職場においては緊急操作を行い、危険防止の処置をするとともに、温度、圧力その他に対する注意を行う。

### (3) 阿南市消防本部

緊急事態発生の通報を受けた消防機関は、直ちに出動可能なすべての消防用資機材及び隊員を整備し、防災活動を実施する。特に大規模災害になるおそれがあるときは、次の処置を行って災害防御活動の適正を期する。

イ 署員の非常召集を行い、所要の防御部隊を現地に派遣し、防災活動にあたる。

ロ 必要により現場指揮本部を設置し、全般的な指揮にあたる。

ハ 防災関係機関との連絡協調にあたる。

ニ 権災者、住民の避難誘導並びに負傷者の救出、救助、救急を行う。

また、自らの消防力では十分な対応が困難であると予測される場合は、徳島県広域消防相互応援協定(資料15)に基づき、県内の消防機関に対し応援隊の派遣要請を行う。

それでも対応出来ないと予測される場合は、緊急消防援助隊応援要請連絡表(資料18)で県に連絡をする。

### (4) 消防団

消防長又は消防署長の指揮下に入り、消火活動等を行うものとするが、主として企業周辺における延焼防止並びに住民の避難誘導等の措置にあたる。

### (5) 県内の消防機関

県内の消防機関は、徳島県広域消防相互応援協定に基づき、応援隊の派遣要請があればその管轄する消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、必要な応援を迅速にしなければならない。応援隊は、現場指揮本部の指揮に従うものとする。

### (6) 県(危機管理局)

県内の消防力では対応できない場合、知事は消防庁長官に対し消防組織法第24条の3に基づく応援要請を行う。(資料-18)

また、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊に対し、第12節自衛隊派遣要請計画のとおり、派遣要請を行う。

さらに、必要があるとき、本部長は消防庁長官に対し、石油コンビナート等災害防

止法第28条8項に基づき、専門知識を有する職員の派遣を要請する。

#### (7) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

### 3. 火災防御現場指揮本部の開設

消防機関は、火災現場に近い場所に火災防御現場指揮本部を開設し、防災関係機関及び市の災害対策本部並びに現地防災本部と密接な連絡のもとに、火災防御の総合的、効果的な対策を推進する。

### 4. 火災等防御対策の実施

#### (1) 直接防御

直接防御にあたる消防隊員は、耐熱服を着用し、又、有毒ガス発生のおそれのある場合は防毒マスクを着用し、化学消防車により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

#### (2) 間接防御

発泡設備を有しない消防車等は、化学消防車等の消火活動を援護し、又は、隣接タンク等への延焼防止のための冷却放水を実施する。

#### (3) 可燃性液体の流出

- イ 発災事業所は、流出タンク等の油を他のタンクへ移送する等必要な措置を講ずる。
- ロ 阿南消防本部及び自衛防災組織は、化学消防車等を出動させ警戒を行う。
- ハ 自衛防災組織は油の流出拡散を防止するため、土のう積及び排水路の閉鎖を行う。更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。

#### (4) 貯蔵タンクの火災

- イ 貯蔵タンクの火災は、固定消火設備及び化学消防車等により泡を放射する。
- ロ 四国電力㈱阿南発電所における、直径34m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、全面火災が発生又は全面火災への拡大が懸念される場合、次のとおり大容量泡放射システムにより消火活動を行う。
  - (イ) 火災が発生した場合、四国電力㈱阿南発電所は大容量泡放射システムの使用について、阿南市消防本部及び防災本部等と協議を行う。システムの使用は、備付場所である香川県坂出市からの輸送時間を考慮に入れ、火災の初期の段階より検討を行う。
  - (ロ) 大容量泡放射システムの使用を決定した場合、四国電力㈱阿南発電所は瀬戸内地区広域共同防災協議会へ大容量泡放射システムの搬送を要請する。
  - (ハ) 防災本部は大容量泡放射システムの搬送について、関係機関と協議を行う。
  - (ニ) 大容量泡放射システムによる消火活動は、瀬戸内地区広域共同防災規程により定める警防計画に基づき、阿南市消防本部と協議の上行う。

#### (5) 消火薬剤の輸送

異常事態発生の通報をうけた消防機関は、その所有する消火薬剤のすべての量をすみやかに輸送できる体制を整備し、現地に輸送する。

(6) 消防吏員の交代

長時間を要する大規模火災に備え、交代要員を待機させる。

(7) 消防車等の燃料補給

消防車等への燃料補給措置を講ずる。

(8) 高圧ガス貯槽の災害対策

高圧ガス貯槽若しくは配管設備からガス漏洩し、又はガス火災が発生した場合は次により措置する。

イ すみやかにガス漏洩の停止措置を講ずる。

ロ ガス検知器により警戒区域を設定し、火氣の使用を厳禁する。

ハ ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。

ニ 高圧ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

(9) 車両火災等

イ タンクローリー等からの漏油は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。

ロ タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。

ハ 火災が発生したタンクローリー等は、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

## 第8節 港湾保安計画

この計画は、橋港湾区域内において特別防災区域に係る流出油事故及び、船舶火災が発生した場合の防御について定める。

### 1. 荷役中の油の漏洩

(1) 関係企業

イ 直ちに荷役を中止する。

ロ 本章第1節情報収集伝達及び広報計画に基づき防災関係機関に通報する。

ハ オイルフェンスを必要箇所にさらに展張する等の措置を講じ、漏油の拡散を防止する。

ニ 漏油は、吸着剤等により処理する。

ホ 油処理剤の使用は、火災の発生等による人命の危険又は財産への重大な損害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は、他の方法による処理が非常に困難な場合であって、処理剤により又は処理剤を併用して処理した方が海洋環境に与える影響が少ないと認められるときに限るものにする。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と緊密な連携を保ち、防除措置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と緊密な連携を保ち、海上における必要な防除措置を講ずる。

ただし、埠頭桟橋に係留中の船舶より火災が発生した場合の防御については、消防本部と協力し実施する。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

## 2. タンカー事故による油の漏洩等の処理

(1) 事故発生当事者

- イ 空タンクへ油を移送する。
- ロ 破孔部を補修する。
- ハ オイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。
- ニ 油バーンタンカーによる積載油の抜き取りを行う。
- ホ 必要に応じ、事故発生船舶を沖合へ移動する。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と密接な連携を保ち、防除装置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防除措置を講ずる。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

## 3. 海上における災害防御

### 徳島海上保安部

(1) 流出油事故

- イ 事故発生船船長、油の受取人、係留施設の管理者等に排出油の防除措置及び応急措置を指示する。
- ロ 巡視船艇を現場に出動させ防除活動を実施するとともに防除措置について指導する。
- ハ 現場海域にある者に対し火気を制限し又は禁止する。

- ニ 消防機関、警察機関に対し陸上企業、一般住民の火気使用の禁止を要請する。
- ホ 排出油原因者のみでは、防除活動が十分に遂行できないと認めるときは、徳島県排出油等防除協議会に情報を提供する。

#### (2) 火災事故

- イ 巡視船艇を出動させ乗組員の救出、消火活動を実施する。
- ロ 航行船舶に対し現場海域からの退去又は進入中止を命ずる。
- ハ 船舶交通の障害となるおそれがある場合、船舶所有者に対し火災船舶の曳航を命ずる。
- ニ 消火活動の実施上、他船又は陸上施設に対する延焼の防止、人命の救助のため必要がある場合は、火災が発生した船舶等を処分する。

### 4. 係留船舶火災の防御に関する協力

徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防御措置について協力する。

### 5. 沿岸住民への安全対策

- (1) 企業は、火災が発生したときは防災関係機関にただちに通報する。
- (2) 市長等は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において付近住民に対し避難勧告又は指示する。

## 第9節 自然災害及びこれらに起因する災害防御計画

この計画は、地震、台風、津波等の自然災害及びこれらに起因する火災、漏洩、流出、爆発等の防御について定める。

### 1. 地震災害に対する措置

#### (1) 関係企業

- イ 火災、爆発、危険物等の漏えい等の災害を引き起こすおそれがある場合は、操業を中止する等の措置を講ずる。
- ロ 事業所内の火気使用を禁ずる。
- ハ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。
- ニ 事業所内の施設設備等について直ちに点検を実施する。
  - (イ) 危険物貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂及び漏えいの有無
  - (ロ) 防油堤、防液堤及び流出油防止堤の破損及び亀裂の有無
  - (ハ) 消火設備等の機能
  - (ニ) 安全装置等の機能
  - (ホ) 電力及び通信設備等の機能
- ホ 地震に伴う津波については情報収集に努め、直ちに必要な措置を講じる。

(2) 阿南市消防本部、警察

- イ 地震に関する情報の収集につとめ、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- ロ 事業所等の災害情報の収集に努める。
- ハ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- イ 津波の有無等について情報収集し、必要に応じ警戒出動を行う。
- ロ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

## 2. その他の自然災害に対する措置

(1) 関係企業

気象情報に留意し襲来が予測される場合には、自衛防災組織の待機強化等必要な措置を講ずる。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、積極的に情報等を収集し必要な措置を講ずる。

(2) 阿南市消防本部、警察

- イ 袭来が予測される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- ロ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- イ 袭来が予想される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。
- ロ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

## 第10節 資機材調達計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する資機材に不足を生ずる場合におけるその調達及び輸送について定める。

### 1. 調 達 方 法

- (1) 県内の防災関係機関並びに関係企業等（資料7-2参照）から調達する。
- (2) 県内調達で不足の場合は、県は消防庁に対し消防組織法第24条の3に基づく応援要請を行う。

### 2. 輸 送 方 法

調達資機材の緊急輸送は、原則として応援を求められた機関の所有する車両等により輸送する。

## 第11節 相互応援計画

### 1. 特定事業所間の相互応援計画

特別防災区域に所在する特定事業所は、一つの事業所で災害が発生した場合には、他の事業所へ拡大しそれが大災害になる危険性が高いので、特別防災区域に係る災害については、当該区域全体の問題として防災に取り組むことが必要である。

このため、昭和53年3月に阿南地区特別防災区域協議会が発足した。

なお、コンビナート地区近隣の小勝島に橘湾火力発電所が平成12年7月から本格稼働するため、地域の全体の防災体制を向上させるとともに、橘湾火力発電所による当該石油コンビナート地区への災害の拡大防止のため電源開発（株）橘湾火力建設所、四国電力（株）橘湾火力建設所の2事業所が準会員として加入した。

阿南地区特別防災区域協議会会則……………資料9

### 2. 市町村間の相互応援

消防組織法の規定に基づき、平成6年2月に締結された徳島県広域消防相互応援協定による。

徳島県広域消防相互応援協定書……………資料14

### 3. 特定事業所の石油コンビナート地区以外への応援について

特定事業所が阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定に基づき石油コンビナート地区以外に応援活動に出動する場合、当該石油コンビナート地区的防災力が低下するのを防ぐため危険物施設の巡回強化、消防施設の点検、情報連絡体制の確認等を行い、発災時、迅速に対応できるよう必要な措置を講ずること。

## 第12節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。詳細は徳島県地域防災計画（一般災害対策編）第2部第2章第8節及び徳島県地域防災計画（震災対策編）第3章第3節の自衛隊災害派遣要請計画による。

### 1. 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣要請ができる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合でおおむね次のような場合とする。

#### (1) 被害状況の把握

車両、船艇、航空機等状況に適した手段による偵察

#### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

#### (3) 行方不明者、傷病者等の捜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

#### (4) 水防活動

- 堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 道路、水路等交通路上の障害物の排除  
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
- (6) 診察、防疫、病害虫防除等の支援  
大規模な伝染病の発生に伴う、応急防疫等の支援
- (7) 通信支援  
緊急を要し、他に適當な手段がない場合
- (8) 人員物資の輸送  
緊急を要し、かつ他に適當な手段のない場合、救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び物資の救援輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (9) 炊飯及び給水の支援  
緊急を要し、他に適當な手段がない場合
- (10) 危険物等の保安、除去  
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

### 第13節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。（徳島県地域防災計画（一般災害対策編）第2部第2章第13節及び徳島県地域防災計画（震災対策編）第3章第10節消防防災ヘリコプターの活用計画による。）

#### 第1 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

県は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策活動の必要がある場合は、消防防災ヘリコプターを出動させるものとする。

市町村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

#### 第2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- 2 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- 3 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- 4 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- 5 その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

#### 第3 応援協力体制

- 1 応援体制

災害の規模が大きく、災害応急対策のため消防防災ヘリコプターの応援が必要な

場合は、四国、中国・四国、近畿、全国の災害時等の応援協定により、他県からの応援ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

## 2 協力体制

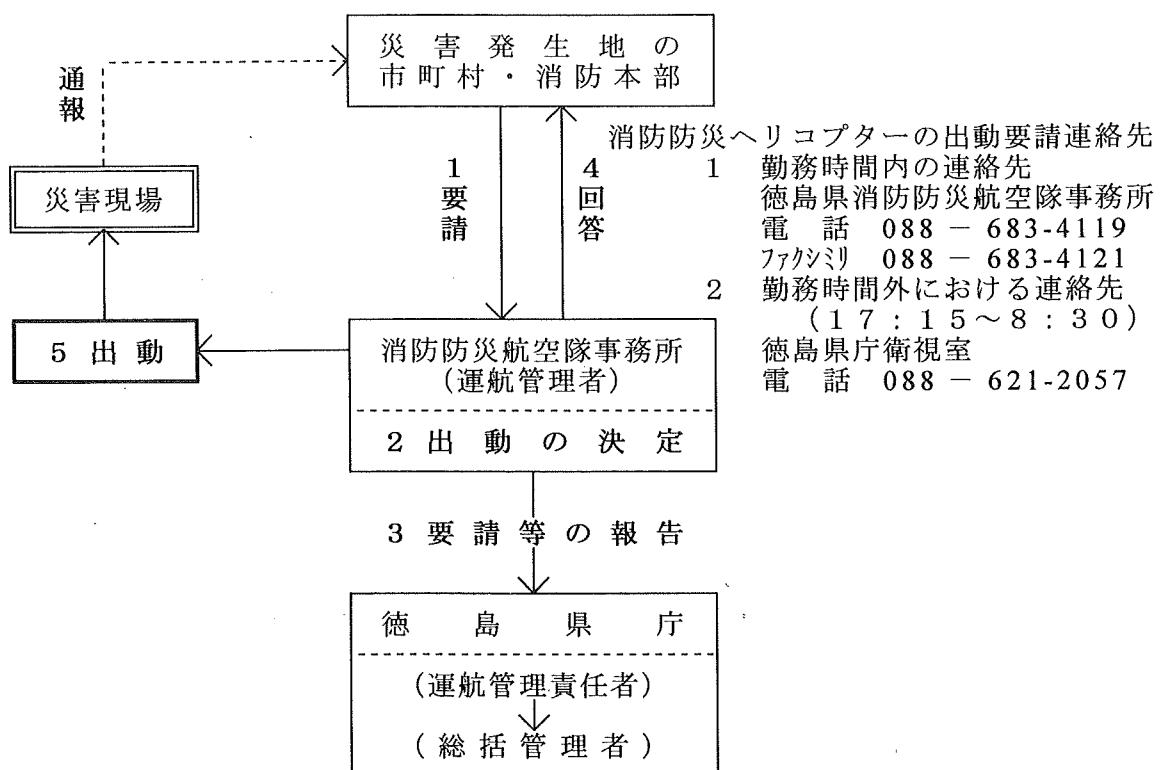
本県の消防防災ヘリコプターが、点検整備等で運航できない場合において、災害の発生等により緊急運航が必要な場合は、近隣県のヘリコプターの応援を求める。

なお、この場合において近隣県と連絡を密にし、災害応急対策活動等に支障をきたすことがないよう協力体制を整える。

## 第4 緊急消防援助隊航空部隊の出動要請

県は、必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県からの緊急消防援助隊航空部隊の出動を要請する。

## 第5 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



## 第5 ヘリポート予定地

石油コンビナート等指定地区災害時のヘリポート予定地は、次のとおりとする。

所 在	場 所	面 積(m <sup>2</sup> )	管 理 者
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町	滑走路 (220×50)	航空隊司令
阿南消防署	阿南市辰巳町	ヘリポート (舗装済み) (100×65)	阿南消防署長
阿南中学校	阿南市見能林町南勘高	グラウンド (110×90)	阿南中学校長
J ハーラー& よんでん Wa シダーラント	阿南市福井町舟端	芝生広場 (65×65)	電源開発(株) 四国電力(株)
阿南第一中学校	阿南市長生町西方	グラウンド (130×90)	阿南第一中学 長
阿南第二中学校	阿南市内原町竹ノ内口	グラウンド (110×80)	阿南第二中学 長
阿南工業高校	阿南市宝田町今市 中新開	グラウンド (100×115)	阿南工業高校 長
新野高校	阿南市新野町室ノ久保	グラウンド (50×65)	新野高校 長

## ヘリポート予定地平面図



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(阿波富岡、徳島)を使用したものである。